

# 第1回 北海道地方最低賃金審議会資料

(資料等送付日:令和3年6月2日)

資料No. 1	北海道地方最低賃金審議会名簿(第49期)	・・・1
資料No. 2	令和3年度効力発生日一覧	・・・2
資料No. 3	北海道地方最低賃金審議会開催状	・・・6
資料No. 4	令和2度の答申(写)	・・・8
資料No. 5	特定(産業別)最低賃金に係る意向表明状	・・・12
資料No. 6	実地視察状況一覧	・・・13
資料No. 7	団体からの要請書(写)	
	① 日本労働組合総連合会北海道連合会	・・・14
	② 北海道労働組合総連	・・・19
	③ 全労連東北地方協議会及び北海道労働組合総連合	・・・22
資料No. 8	北海道の最低賃金(リーフレット)	・・・24
資料No. 9	北海道の地域別最低賃金額の推移	・・・25
資料No. 10	北海道の特定(産業別)最低賃金額の推移	・・・26
資料No. 11	北海道地方最低賃金審議会運営規程	・・・28
資料No. 12	北海道地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程	・・・30

## 北海道地方最低賃金審議会委員名簿(第49期)

令和3年5月1日

区分	氏名	現職
公益代表委員	いわ なみ かず え 岩 波 和 枝	特定社会保険労務士
	◎かめ の じゅん 亀 野 淳	北海道大学高等教育推進機構 教授
	かん の しのぶ 菅 野 淑 子	北海道教育大学 教授
	○くに たけ ひて お 國 武 英 生	小樽商科大学 教授
	にし むら たく や 西 村 卓 也	北海道新聞社 論説主幹
労働者代表委員	おお いそ ふ み ひこ 大 磯 扶三彦	UAゼンセン北海道支部 次長
	かね こ 子 ユ リ 金 子 ユ リ	情報産業労働組合連合会北海道協議会 事務局次長
	さい とう つとむ 齊 藤 勉	日本労働組合総連合会北海道連合会 副事務局長
	ふ せ まさ ひこ 布 施 政 彦	日本食品関連産業労働組合総連合会 北海道・東北ブロック局長
	やま だ しん ご 山 田 新 吾	日本労働組合総連合会北海道連合会 組織労働局長
使用者代表委員	あ ばら たかし 桑 原 崇	北海道経済連合会 労働政策局長
	つかの め まこと 柄 目 誠	北海道中小企業団体中央会 事務局長
	ふじ わら ま ゆ み 藤 原 真由美	日糧製パン株式会社 総務本部人事労務部長
	もり やま やす ふみ 守 山 泰 史	北海道商工会議所連合会 事務局長
	よこ じま よし ひと 横 島 義 人	北海道商工会連合会 事務局長

(注1) 公・労・使委員は五十音順

(注2) ◎は会長候補者、○は会長代理候補者

## 令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(金)発効とするためには、8月5日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
8月1日(日)		8月16日(月)		8月17日(火)		8月26日(木)		9月25日(土)
8月2日(月)		8月17日(火)		8月18日(水)		8月27日(金)		9月26日(日)
8月3日(火)		8月18日(水)		8月19日(木)		8月30日(月)		9月29日(水)
8月4日(水)		8月19日(木)		8月20日(金)		8月31日(火)		9月30日(木)
8月5日(木)		8月20日(金)		8月23日(月)		9月1日(水)		10月1日(金)
8月6日(金)		8月23日(月)		8月24日(火)		9月2日(木)		10月2日(土)
8月7日(土)		8月23日(月)		8月24日(火)		9月2日(木)		10月2日(土)
8月8日(日)		8月23日(月)		8月24日(火)		9月2日(木)		10月2日(土)
8月9日(月)		8月24日(火)		8月25日(水)		9月3日(金)		10月3日(日)
8月10日(火)		8月25日(水)		8月26日(木)		9月6日(月)		10月6日(水)
8月11日(水)		8月26日(木)		8月27日(金)		9月7日(火)		10月7日(木)
8月12日(木)		8月27日(金)		8月30日(月)		9月8日(水)		10月8日(金)
8月13日(金)		8月30日(月)		8月31日(火)		9月9日(木)		10月9日(土)
8月14日(土)		8月30日(月)		8月31日(火)		9月9日(木)		10月9日(土)
8月15日(日)		8月30日(月)		8月31日(火)		9月9日(木)		10月9日(土)
8月16日(月)		8月31日(火)		9月1日(水)		9月10日(金)		10月10日(日)
8月17日(火)		9月1日(水)		9月2日(木)		9月13日(月)		10月13日(水)
8月18日(水)		9月2日(木)		9月3日(金)		9月14日(火)		10月14日(木)
8月19日(木)		9月3日(金)		9月6日(月)		9月15日(水)		10月15日(金)
8月20日(金)		9月6日(月)		9月7日(火)		9月16日(木)		10月16日(土)
8月21日(土)		9月6日(月)		9月7日(火)		9月16日(木)		10月16日(土)
8月22日(日)		9月6日(月)		9月7日(火)		9月16日(木)		10月16日(土)
8月23日(月)		9月7日(火)		9月8日(水)		9月17日(金)		10月17日(日)
8月24日(火)		9月8日(水)		9月9日(木)		9月21日(火)		10月21日(木)
8月25日(水)		9月9日(木)		9月10日(金)		9月22日(水)		10月22日(金)
8月26日(木)		9月10日(金)		9月13日(月)		9月24日(金)		10月24日(日)
8月27日(金)		9月13日(月)		9月14日(火)		9月27日(月)		10月27日(水)
8月28日(土)		9月13日(月)		9月14日(火)		9月27日(月)		10月27日(水)
8月29日(日)		9月13日(月)		9月14日(火)		9月27日(月)		10月27日(水)
8月30日(月)		9月14日(火)		9月15日(水)		9月28日(火)		10月28日(木)
8月31日(火)		9月15日(水)		9月16日(木)		9月29日(水)		10月29日(金)
9月1日(水)		9月16日(木)		9月17日(金)		9月30日(木)		10月30日(土)
9月2日(木)		9月17日(金)		9月21日(火)		10月1日(金)		10月31日(日)
9月3日(金)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月4日(土)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月5日(日)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月6日(月)		9月21日(火)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月7日(火)		9月22日(水)		9月24日(金)		10月5日(火)		11月4日(木)
9月8日(水)		9月24日(金)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月9日(木)		9月24日(金)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月10日(金)		9月27日(月)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月11日(土)		9月27日(月)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月12日(日)		9月27日(月)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月13日(月)		9月28日(火)		9月29日(水)		10月8日(金)		11月7日(日)

## 令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(金)発効とするためには、8月5日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月14日(火)		9月29日(水)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月15日(水)		9月30日(木)		10月1日(金)		10月12日(火)		11月11日(木)
9月16日(木)		10月1日(金)		10月4日(月)		10月13日(水)		11月12日(金)
9月17日(金)		10月4日(月)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月18日(土)		10月4日(月)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月19日(日)		10月4日(月)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月20日(月)		10月5日(火)		10月6日(水)		10月15日(金)		11月14日(日)
9月21日(火)		10月6日(水)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月22日(水)		10月7日(木)		10月8日(金)		10月19日(火)		11月18日(木)
9月23日(木)		10月8日(金)		10月11日(月)		10月20日(水)		11月19日(金)
9月24日(金)		10月11日(月)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月25日(土)		10月11日(月)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月26日(日)		10月11日(月)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月27日(月)		10月12日(火)		10月13日(水)		10月22日(金)		11月21日(日)
9月28日(火)		10月13日(水)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月29日(水)		10月14日(木)		10月15日(金)		10月26日(火)		11月25日(木)
9月30日(木)		10月15日(金)		10月18日(月)		10月27日(水)		11月26日(金)
10月1日(金)		10月18日(月)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
10月2日(土)		10月18日(月)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
10月3日(日)		10月18日(月)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
10月4日(月)		10月19日(火)		10月20日(水)		10月29日(金)		11月28日(日)
10月5日(火)		10月20日(水)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月6日(水)		10月21日(木)		10月22日(金)		11月2日(火)		12月2日(木)
10月7日(木)		10月22日(金)		10月25日(月)		11月4日(木)		12月4日(土)
10月8日(金)		10月25日(月)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月9日(土)		10月25日(月)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月10日(日)		10月25日(月)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月11日(月)		10月26日(火)		10月27日(水)		11月8日(月)		12月8日(水)
10月12日(火)		10月27日(水)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月13日(水)		10月28日(木)		10月29日(金)		11月10日(水)		12月10日(金)
10月14日(木)		10月29日(金)		11月1日(月)		11月11日(木)		12月11日(土)
10月15日(金)		11月1日(月)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月16日(土)		11月1日(月)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月17日(日)		11月1日(月)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月18日(月)		11月2日(火)		11月4日(木)		11月15日(月)		12月15日(水)
10月19日(火)		11月4日(木)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月20日(水)		11月4日(木)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月21日(木)		11月5日(金)		11月8日(月)		11月17日(水)		12月17日(金)
10月22日(金)		11月8日(月)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月23日(土)		11月8日(月)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月24日(日)		11月8日(月)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月25日(月)		11月9日(火)		11月10日(水)		11月19日(金)		12月19日(日)
10月26日(火)		11月10日(水)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月27日(水)		11月11日(木)		11月12日(金)		11月24日(水)		12月24日(金)

## 令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(水)発効とするためには、10月1日(金)までに答申要旨を公示し、指定日発効とする必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月1日(水)		9月16日(木)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月2日(木)		9月17日(金)		9月24日(金)		10月5日(火)		11月4日(木)
9月3日(金)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月4日(土)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月5日(日)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月6日(月)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月7日(火)		9月22日(水)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月8日(水)		9月24日(金)		9月29日(水)		10月8日(金)		11月7日(日)
9月9日(木)		9月24日(金)		9月29日(水)		10月8日(金)		11月7日(日)
9月10日(金)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月11日(土)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月12日(日)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月13日(月)		9月28日(火)		10月1日(金)		10月12日(火)		11月11日(木)
9月14日(火)		9月29日(水)		10月4日(月)		10月13日(水)		11月12日(金)
9月15日(水)		9月30日(木)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月16日(木)		10月1日(金)		10月6日(水)		10月15日(金)		11月14日(日)
9月17日(金)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月18日(土)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月19日(日)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月20日(月)		10月5日(火)		10月8日(金)		10月19日(火)		11月18日(木)
9月21日(火)		10月6日(水)		10月11日(月)		10月20日(水)		11月19日(金)
9月22日(水)		10月7日(木)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月23日(木)		10月8日(金)		10月13日(水)		10月22日(金)		11月21日(日)
9月24日(金)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月25日(土)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月26日(日)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月27日(月)		10月12日(火)		10月15日(金)		10月26日(火)		11月25日(木)
9月28日(火)		10月13日(水)		10月18日(月)		10月27日(水)		11月26日(金)
9月29日(水)		10月14日(木)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
9月30日(木)		10月15日(金)		10月20日(水)		10月29日(金)		11月28日(日)
10月1日(金)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月2日(土)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月3日(日)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月4日(月)		10月19日(火)		10月22日(金)		11月2日(火)		12月2日(木)
10月5日(火)		10月20日(水)		10月25日(月)		11月4日(木)		12月4日(土)
10月6日(水)		10月21日(木)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月7日(木)		10月22日(金)		10月27日(水)		11月8日(月)		12月8日(水)
10月8日(金)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月9日(土)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月10日(日)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月11日(月)		10月26日(火)		10月29日(金)		11月10日(水)		12月10日(金)
10月12日(火)		10月27日(水)		11月1日(月)		11月11日(木)		12月11日(土)
10月13日(水)		10月28日(木)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月14日(木)		10月29日(金)		11月4日(木)		11月15日(月)		12月15日(水)

## 令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(水)発効とするためには、10月1日(金)までに答申要旨を公示し、指定日発効とする必要がある。

10月15日(金)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月16日(土)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月17日(日)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月18日(月)		11月2日(火)		11月8日(月)		11月17日(水)		12月17日(金)
10月19日(火)		11月4日(木)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月20日(水)		11月4日(木)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月21日(木)		11月5日(金)		11月10日(水)		11月19日(金)		12月19日(日)
10月22日(金)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月23日(土)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月24日(日)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月25日(月)		11月9日(火)		11月12日(金)		11月24日(水)		12月24日(金)
10月26日(火)		11月10日(水)		11月15日(月)		11月25日(木)		12月25日(土)
10月27日(水)		11月11日(木)		11月16日(火)		11月26日(金)		12月26日(日)
10月28日(木)		11月12日(金)		11月17日(水)		11月29日(月)		12月29日(水)
10月29日(金)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
10月30日(土)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
10月31日(日)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
11月1日(月)		11月16日(火)		11月19日(金)		12月1日(水)		12月31日(金)
11月2日(火)		11月17日(水)		11月22日(月)		12月2日(木)		1月1日(土)
11月3日(水)		11月18日(木)		11月24日(水)		12月3日(金)		1月2日(日)
11月4日(木)		11月19日(金)		11月25日(木)		12月6日(月)		1月5日(水)
11月5日(金)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月6日(土)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月7日(日)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月8日(月)		11月24日(水)		11月29日(月)		12月8日(水)		1月7日(金)
11月9日(火)		11月24日(水)		11月29日(月)		12月8日(水)		1月7日(金)
11月10日(水)		11月25日(木)		11月30日(火)		12月9日(木)		1月8日(土)
11月11日(木)		11月26日(金)		12月1日(水)		12月10日(金)		1月9日(日)
11月12日(金)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月13日(土)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月14日(日)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月15日(月)		11月30日(火)		12月3日(金)		12月14日(火)		1月13日(木)
11月16日(火)		12月1日(水)		12月6日(月)		12月15日(水)		1月14日(金)
11月17日(水)		12月2日(木)		12月7日(火)		12月16日(木)		1月15日(土)
11月18日(木)		12月3日(金)		12月8日(水)		12月17日(金)		1月16日(日)
11月19日(金)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月20日(土)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月21日(日)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月22日(月)		12月7日(火)		12月10日(金)		12月21日(火)		1月20日(木)
11月23日(火)		12月8日(水)		12月13日(月)		12月22日(水)		1月21日(金)
11月24日(水)		12月9日(木)		12月14日(火)		12月23日(木)		1月22日(土)
11月25日(木)		12月10日(金)		12月15日(水)		12月24日(金)		1月23日(日)
11月26日(金)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月27日(土)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月28日(日)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月29日(月)		12月14日(火)		12月17日(金)		12月28日(火)		1月27日(木)

令和2年度 北海道地方最低賃金審議会開催状況

資料No.3

《 ◎地賃 現行どおり / ◎特定 電気12月1日、船舶12月2日、乳糖12月6日 発効 》

本審議会		地域最賃専門部会		運営小委員会		特定最賃専門部会		
月日	審議事項	月日	審議事項	月日	審議事項	業種	審議事項	
6月3日 ① 持ち回り方式 (メール)	・地域最賃改正決定の今後の審議日程  ・事業場実地視察の件	7月28日 ①	・部会長、代理選出 ・金額審議	7月3日 ①	・最賃審議会の公開 ・地賃改定に係る意見聴取 ・特定改定の必要性意見聴取 <本審後> ・専門部会、特定最賃審議日程	乳・糖	9月3日 ①	・4業種 合同会議
		7月29日 ②	・金額審議	7月27日 ②	・特定最賃改定の必要性の審議、報告書作成 <本審後>		9月17日 ②	・金額審議
				公益委員会議			9月23日 ③	・金額審議
				月日 審議事項			9月28日 ④	・金額審議
				8月11日 ①			10月7日 ⑤	・金額審議 ・結審一答申(令6条5項)
7月3日 ② (傍聴あり)	・地賃改定の諮問 ・専門部会委員の推薦公示 ・関係労使の意見聴取公示 ・地域最賃改正決定の今後の審議日程 ・特定最賃の改定意向表明の報告、今後の審議日程 ・地労審委員意見について	7月30日 ③	・金額審議	<本審前>	・専門部会金額審議経過説明 ・地賃改正決定に係る公益委員間の意見調整	鉄鋼	9月3日 ①	・4業種 合同会議
		7月31日 ④	・金額審議				9月15日 ②	・金額審議
							9月23日 ③	・金額審議
							9月30日 ④	・金額審議 ・結審一答申(令6条5項)
7月27日 ③ (傍聴あり)	・特定最賃改正の必要性有無の諮問 ・中賃目安の伝達	8月3日 ⑤	・金額審議			電気	9月3日 ①	・4業種 合同会議
		8月4日 ⑥	・金額審議				9月15日 ②	・金額審議
		8月5日 ⑦	・金額審議				9月28日 ③	・金額審議
		8月6日 ⑧	・金額審議(結審)				9月30日 ④	・金額審議 ・結審一答申(令6条5項)
8月11日 ④ (結審) 非公開 (一部報道障取材あり)	・地賃改定の答申 ・審議会意見の公示(異議申出) ・特定最賃改定の必要性の有無の答申 ・特定最賃改正の諮問 ・特定最賃専門部会委員の公示 ・特定最賃関係労働者・使用者の意見聴取公示					船舶	9月3日 ①	・4業種 合同会議
							9月14日 ②	・金額審議
							9月24日 ③	・金額審議
							9月28日 ④	・金額審議
							10月2日 ⑤	・金額審議 ・結審一答申(令6条5項)
8月27日 ⑤ 非公開	・地賃異議申出の審議(諮問、答申) ・特定最賃の審議日程							

## 令和元年度 北海道地方最低賃金審議会開催状況

《 ◎地賃 10月3日発効 / ◎特定 鉄鋼・電気・船舶12月1日、乳糖12月6日 発効 》

本審議会		地域最賃専門部会		運営小委員会		特定最賃専門部会		
月 日	審議事項	月 日	審議事項	月 日	審議事項	業種	月 日	審議事項
6月3日 ① 公開 <small>(傍聴あり)</small>	・会長、会長代理の選任 ・地域最賃改正決定の今後の審議日程 ・特定最賃の改定意向表明の報告、今後の審議日程 ・運小の設置、委員の選出 ・事業場実地視察の件	7月31日 ①	・部会長、代理選出 ・参考人聴取(2名)	7月9日 ①  <本審後>	・委員長、代理の選出 ・特定最賃・意見聴取の有無 ・特定最賃審議日程	乳・糖	9月13日 ①	・単独 審議
							9月24日 ②	・金額審議
		8月2日 ②	・金額審議	8月1日 ②  <本審後>	・特定最賃改定の必要性の審議、報告書作成		10月2日 ③	・金額審議
		8月5日 ③	・金額審議				10月3日 ④	・金額審議
		8月6日 ④	・金額審議(結審)				10月4日 ⑤	・金額審議 ・結審一答申(令6条5項)
7月9日 ② 公開 <small>(傍聴あり)</small>	・地賃改定の諮問 ・専門部会委員の推薦、意見聴取の公示			公益委員会議		鉄 鋼	9月9日 ①	・乳糖除く3業種 合同会議
				月 日	審議事項		9月17日 ②	・金額審議
				6月3日 ①  <本審前>	・審議会概要説明等 ・会長、代理候補の確認		9月24日 ③	・金額審議
7月17日	・事業場実地視察(2社)			8月7日 ②  <本審前>	・専門部会金額審議経過説明 ・地賃改正決定に係る公益委員間の意見調整		9月26日 ④	・金額審議 ・結審一答申(令6条5項)
8月1日 ③ 公開 <small>(傍聴あり)</small>	・特定最賃改正の必要性有無の諮問 ・中賃目安の伝達					電 気	9月17日 ②	・金額審議
							9月27日 ③	・金額審議
							9月30日 ④	・金額審議 ・結審一答申(令6条5項)
							9月9日 ①	・乳糖除く3業種 合同会議
8月7日 ④ 非公開 <small>(一部報道陣取材あり)</small>	・地賃改定の答申 ・答申文の公示(異議申出) ・特定最賃改定の必要性の答申 ・特定最賃改正の諮問 ・特定最賃専門部会委員の公示 ・特定最賃関係労働者・使用者の意見聴取公示					船 舶	9月17日 ②	・金額審議
							9月20日 ③	・金額審議
							9月25日 ④	・金額審議
							10月1日 ⑤	・金額審議 ・結審一答申(令6条5項)
8月23日 ⑤ 非公開	・地賃異議申出の審議(諮問、答申) ・特定最賃の審議日程							



令和2年8月11日

北海道労働局長

上田 国土 殿

北海道地方最低賃金審議会

会長 加藤 智章

北海道最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年7月3日付け北労発基0703第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

当審議会においては、本年度の北海道最低賃金改定に際し、以下の点に係る各側委員の共通理解の下で審議を行ったところである。

- ① 持続可能な開発目標(SDGs)の「働きがいも経済成長も」(SDGs8)を図るとともに、最低賃金の引上げに資するよう、中小企業の魅力を発揮させ活力を生み出すことが不可欠であること。また、経済の好循環の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については、より早期に全国加重平均1000円になることを目指すとの方針を堅持すること。
- ② 道内の雇用経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、基幹産業である観光関連産業をはじめとして多くの産業で大幅に悪化していること。また、現時点においても日本国内全般で感染症が更なる拡大傾向を示している中で、雇用経済情勢の回復時期を見通すことは困難であり、当面は悪化した状況が継続する懸念があること。
- ③ 最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつも、感染症による経済・雇用への厳しい影響がみられる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をすることが重要であること。

当審議会においては、政府に対し、現状において、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・暮らしを守るために、雇用調整助成金等の助成制度をはじめとした様々な支援制度を速やかに実行している点は評価できるところであるが、今後、相当程度に雇用経済情勢が回復するまでの間、これらを引き続き実行していただくことを要望する。

また、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備に関し、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組んでいただくことを併せて要望する。

さらに、感染症の影響下の厳しい中であっても、賃金引上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、可処分所得の継続的拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげ、経済の好循環を確かなものとすることや、非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることに応じていくことを希望する。

来年度の審議においては、感染症や消費税増税等による様々な影響を踏まえながら、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については更なる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うこととする。

なお、労働者代表委員から、最低賃金について、早期に全国加重平均が1000円になることを目指すことについて、その道筋をより明確にすべきとの意見があった。

別紙 1

「北海道最低賃金を現行どおりとする。」

## 別紙2

### 北海道最低賃金と生活保護との比較について

#### 1 北海道最低賃金

- (1)件名 北海道最低賃金
- (2)最低賃金額 時間額 835円
- (3)発効日 平成30年10月1日

#### 2 生活保護水準

- (1)比較対象者  
18～19歳・単身世帯者
- (2)対象年度  
平成30年度
- (3)生活保護水準（平成30年度）  
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の北海道内の人口加重平均に  
住宅扶助の実績値を加えた金額（104,649円）

#### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(1)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額と比較すると北海道最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$835 \text{円} (\text{北海道最低賃金}) \times 173.8 (\text{1箇月平均法定労働時間数}) \times 0.818 (\text{可処分所得の総所得に対する比率}) = 118,711 \text{円}$

## 令和3年度における特定最低賃金の改正等に係る申出の意向確認（表明）状況について

改正・新設等の別	件名	意向確認（表明）年月日	意向確認（表明）者（団体名を含む。）	ケース	関係労使の意見調整等の状況	備考
改正	北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金	R3. 2. 19	日本食品関連産業労働組合総連合会	公		7月に「申出書」提出予定
改正	北海道鉄鋼業最低賃金	R3. 2. 8	日本基幹産業労働組合連合会北海道本部	協		7月に「申出書」提出予定
改正	北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	R3. 3. 4	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会北海道地方協議会	協		7月に「申出書」提出予定
改正	北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金	R3. 2. 5	全北海道造船機械労働組合協議会	協		7月に「申出書」提出予定

北海道地方最低賃金審議会事業場実地視察状況一覧表

資料No.6

年度	実施年月日	地域	事業所	事業内容	業種	労働者数	参加状況
20	20. 6. 19	恵庭市 江別市		ダンボール製品の製造業 荷の取扱業（物流センター）	紙加工品製造業 陸上貨物取扱業	123 960	委員12人 事務局3人 (公2 労5 使5)
21	21. 7. 14	札幌市 小樽市		病院、施設私物衣類洗濯業他 水産加工業（主は「かずのこ」）	洗濯業 水産食料品製造業	140 138	委員11人 事務局3人 (公3 労3 使5)
22	22. 7. 14	石狩市		食料品製造業 コンクリート二次製品製造業	食料品製造業 セメント・同製品製造業	490 66	委員11人 事務局3人 (公3 労5 使3)
23	23. 6. 27	千歳市		和・洋菓子・パン製造業 自動車・同付属品製造業	食料品製造業 自動車同附属品製造業	287 506	委員13人 事務局3人 (公4 労5 使4)
24	24. 7. 2	札幌市 北広島市		ラーメン等の製造 商品の保管、加工、発送、輸送（ホーマック）	その他の食料品製造業 陸上貨物取扱業	190 153	委員14人 事務局3人 (公4 労5 使5)
25	25. 7. 11	石狩市 小樽市		ハンバーグ等の製造 弁当等の製造	肉製品・乳製品製造業 その他の食料品製造業	303 55	委員10人 事務局3人 (公3 労3 使4)
26	26. 7. 10	札幌市 札幌市		ハム・ソーセージの製造 衣類、寝具等のクリーニング	肉加工品製造業 洗濯業	108 134	委員14人 事務局3人 (公4 労5 使5)
27	27. 7. 10	恵庭市 札幌市		かまぼこ製造業 医薬品・食料品等小売業	水産食品製造業 小売業	162 89	委員9人 事務局3人 (公3 労3 使3)
28	28. 7. 11	留萌市		水産加工業（主は「かずのこ」）	水産食品製造業	254	委員10人 事務局3人 (公3 労4 使3)
29	29. 7. 13	札幌市		炊飯・加工、学校給食納入 通所・訪問介護、支援施設	食品製造業 介護事業	85 96	委員8人 事務局3人 (公3 労3 使2)
30	30. 7. 19	札幌市		リネンサプライ業及びクリーニング業 惣菜・調理麺・サンドイッチ等の製造	洗濯業 食品製造業	137 678	委員10人 事務局3人 (公4 労4 使2)
元	元. 7. 17	札幌市		海苔、昆布、佃煮等製造 豆腐、揚げ物、納豆製造	食品製造業 食品製造業	189 161	委員8人 事務局3人 (公4 労1 使3)

※令和2年度はコロナ禍のため実施せず。

2021年3月5日

北海道労働局  
局長 上田 国土 様

日本労働組合総連合会北海道

## すべての労働者の賃金・労働条件改善等に関する要請

日頃より労働行政における円滑な推進にご尽力されていることに対して敬意を表します。

さて、日本経済について、第3次産業活動指数12月分(経済産業省2月16日発表)では、医療・福祉など4業種で前月より上昇しているものの、時間短縮営業および外出自粛要請に影響を受けた飲食店・宿泊などの生活娯楽関連サービスが低下し、「総じてみれば、第3次産業活動は、持ち直しているものの、一部に弱さがみられる」としています。

内閣府が2月15日発表した2020年10-12月期の四半期別GDP速報(1次速報値)では、実質GDP成長率が前期比+3.0%、年率換算+12.7%となっていますが、新型コロナウイルス感染症発症以前の水準には戻っていません。また、2月14日に日銀札幌支店が発表した12月の短観によると、企業の業況判断指数(DI)は、全産業で▲10と、9月の前回調査から10ポイント上昇していますが、消費関連の業況DIでは、特に「対個人サービス」「宿泊・飲食サービス」のマイナスが大きく、アフターコロナに向け、GDPの6割を占める個人消費拡大に影響する賃上げの重要性が増しています。

私たちは、将来を担う新卒者就職支援の取り組みにも力を入れています。構成組織に新卒者の採用計画を聞き取りしたところ、減産や工場閉鎖に伴う人員受け入れといった特殊要因を除くと、おおむね前年並みの採用計画となっています。引き続き、道内企業への就職促進を進めていく必要がありますが、一方では早期離職も依然としてあることから、対策を進めていく必要があります。

昨今の労働相談で、正規雇用、非正規雇用に関わらず、コロナ禍以前には少数だった雇用契約・解雇・退職強要に関する相談が増加しています。今次春季生活闘争の中では、「働き方改革関連法」で「同一労働同一賃金」が中小企業にも適用されることから、労使の主要テーマの一つとして、労働関係法令遵守の徹底、働きがいを感じる職場環境作りが急務の課題です。

北海道労働局におかれては、地域における積極的な雇用対策を展開し、非正規職員の処遇の改善等に全力をあげられますよう要請しますので誠意ある回答を求めます。



## 記

### 1. 北海道におけるすべての労働者の賃金改善について

#### (1) 北海道における賃金・処遇改善について

##### ① 2021 春季生活闘争における処遇改善要求

1) 2021 春季生活闘争は、「感染症対策と経済の自律的成長」「社会の持続性」を実現するためにも、所得の向上により内需拡大をはかることが必要である。そのためには、すべての働く者の賃金の「底上げ」「底支え」と「格差是正」の実現が不可欠である。特にエッセンシャルワーカーや中小企業労働者、非正規労働者の月例賃金・時給の改善のために、「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」を実現し、感染症対策をした上で、GDPの約6割を占める個人消費を回復させなければならない。

2) 具体的には、賃上げ水準は、2%程度を基準とし、定昇・賃金カーブ維持相当分(約 2%)を含め、4%程度の賃上げをはかること。また、中小企業等の賃上げは、「底上げ・底支え」「格差是正」の実現をはかる観点で、賃上げ水準を 6,000 円とし、賃金カーブ維持分 4,500 を含め総額で 10,500 円以上の引き上げをはかることである。

3) 厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」によると、中小企業の賃金低下幅が大企業の低下幅を大きく上回っている。特に、40 歳(高卒標準労働者)を例に、1,000 人以上の大企業との賃金格差が 52,800 円も生じている(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」による)。中小企業で働く労働者の勤労意欲の向上、人材の確保と育成のために、大企業と中小企業の規模間賃金格差の是正に向けた公正取引の推進を行うことや、男女間賃金格差の解消、企業内最低賃金協定締結拡大、賃金制度を創設し、「透明性」「公平性」の確保をはかることなどを求めている。

今後はこれらの要求に基づき各労使間で協議・交渉が展開されることとなるが、不当労働行為を生じさせることなく真摯な労使協議となるよう必要な対応を行うこと。

##### ② パート労働者等非正規労働者の均等待遇実現

道内のパート賃金水準は、最低賃金にほぼ張り付いている現状にあり、満度に勤務しても年収 200 万円を遙かに下回り、ワーキング・プアと言われる状態となっている。正規労働者との格差も大きいことから連合は、高卒初任給等との均等待遇を重視し、「時給 1,100 円」以上の引き上げを求めている。さらに、「同一労働同一賃金」が 4 月 1 日から企業規模にかかわらず施行される。合理的理由のない処遇差がある場合には、その是正を図ること、待遇差がある場合は、説明することを同時に求めている。均等・均衡待遇の観点から、パート等非正規労働者の賃金・労働条件の改善について各企業に働きかけること。

#### (2) 最低賃金について

① 北海道最低賃金審議会答申書の中で、「より早期に 1,000 円への引き上げの方針を堅持」とされていることから、連合リビングウェイジ(北海道:時間額 940 円、月例賃金 154,000 円)と高卒初任給(北海道:時間給 1,035 円、月額 171,000 円)を重視し、10月1日発効にこだわる審議会日程を設定するとともに、中期的な視点に立った引き上げをはかること。そのためには、北海道経済の底上げに向けて北海道地方最低賃金審議会の自主性を尊重すること。

② 非正規労働者の処遇改善に向けて、厚生労働省の「キャリアアップ助成金」や「業務改善助成金」を有効活用し、賃金を引き上げるよう各経済・業界団体に働きかけること。また、小規模企業においては、利用しにくいとの声も聞かれることから、申請緩和を検討すること。各企業・従業員に対して最低賃金額を周知徹底し、最低賃金違反防止に万全を期すこと。

### ③ 特定(産業別)最低賃金等について

- 1) 現行、道内4業種の特定最低賃金については、地域最低賃金の15%増となるよう引き上げに努めること。また、特定最低賃金の周知と遵守の徹底に努めること。
- 2) ハイ・タク産業の適正な需給バランスを取り戻し、公正競争を実現させるため、ハイ・タク産業各社における企業内最低賃金協定の締結を促すとともに、地域最低賃金違反を根絶すること。
- 3) ハイ・タク生産性賃金(完全歩合制)に、6割以上の基本保障給を定めるよう各企業に働きかけること。

## 2. 雇用の安定・確保について

### (1) 新卒者対策の強化について

- ① 内定率は、高水準で推移しているものの、12月末で969人もの高卒未内定者が残されている。未内定者ゼロを目指すため、3月末ぎりぎりまでの取り組みを一層強化するとともに、ジョブサポーター等による支援の継続を強めること。

また、職業訓練の充実に向けては、公的職業訓練機関と連携の上、受講者負担が最少かつ就職に結びつく効果のあるものとする。

- ② 地域のものづくり産業や伝統産業、成長分野における人材育成・確保をはかるため、学生・生徒や保護者、学校側の声を聞き、産業理解を深めるよう、感染症対策をした上で、職場見学会や職場体験等の機会を拡充するよう関係機関に働きかけること。

### (2) 若年労働者の雇用対策強化について

- ① 学生と中小企業とのマッチングの強化に力を注ぐこと。

北海道は、新卒採用者の3年以内離職率が全国平均に比べ高い割合にある。職場定着に向けて、採用前に適切な企業情報を求職者に提供することはもちろんのこと、採用後のミスマッチを少なくするための対策を講じる。また、人材確保等支援助成金を有効活用し、早期離職防止に努めるよう支援策を各企業と連携し取り組むこと。

### (3) 公務職場等における非正規職員の雇用安定・処遇改善について

安定した雇用は、経済社会の健全な発展に必須であり、次の事項により非正規職員の雇用安定・処遇改善に向け指導、改善すること。

- ① 行政サービスを担う公務職場において、非正規職員(官製ワーキングプア)が大幅に増加している。北海道労働局が率先して、正規職員採用への切り替えを行うとともに、非正規職員の処遇改善として、臨時・非常勤職員の賃金の最低額を、時間給1,100円以上とし、協定を締結すること。
- ② 有期雇用契約の濫用を防止し、無期雇用への転換を図る「改正労働契約法」の趣旨を十分踏まえ、公務職場は適用除外となっているが、法の趣旨にのっとり、職場で働く臨時・非常勤等の雇用についても、業務が継続し本人が希望する場合は雇用を継続すること。
- ③ 民間委託や指定管理者制度の導入、競争入札による委託先企業の変更によっても、雇用が継続されるよう発注者としての責任を果たすこと。

### (4) 職業選択の自由を保障する公共職業訓練の充実

労働者にとって職業選択の自由と勤労の権利は憲法で保障された権利である。公共職業訓練は雇用の質の向上が求められる今こそ、公的機関としての役割が強く求められている。国や道に対して、「高齢・障害・求職者雇用支援機構」と「北海道立高等技術専門学院」の連携およ

び予算措置を含めた機能強化を求めること。

### 3. 労働条件改善などの課題について

#### (1) 「すべての労働者の立場に立った働き方」について

「改正労働基準法」において罰則付残業時間の上限規制が設けられた。しかし、時間外労働をさせるには 36 協定が必要なことが認識していない経営者もいる。ワーク・ライフ・バランスの実現と長時間労働是正は喫緊の課題となっている中で、現状を根本的に是正するためには、「すべての労働者の健康・安全を確保するとともに生活時間を保障する」という観点に立った労働時間管理が必要である。

- ① 健康で働き続けられる労働時間と過労死ゼロの実現に向けて、以下の項目の改善をはかるよう各企業・団体に働きかけること。
  - 1) 特別条項付き 36 協定を適用する場合、限りなく 360 時間に近づけることを徹底するとともに、健康を確保する観点から過重労働を是正すること。
  - 2) 労働時間管理の徹底をはかり、「働き方」「休み方」の意識改革を推進するとともに、労働基準法 32 条の完全な実施を求め、時間外労働の削減、年次有給休暇の 100%取得等による総労働時間の短縮を指導すること。特に裁量労働制職場の管理部門の労働時間管理を厳正にすること。
  - 3) 適用除外となっている業種においても、一般則に準じた運用を行うこと。
- ② 時間外労働および休日出勤をさせることがある企業において、事業所ごとの 36 協定の締結が必須であることを周知するとともに、労働者代表の選出についても厳正な方法を用いることを指導すること。

#### (2) ワークルールの遵守について

##### ① 労働関係法令の遵守の徹底

- 1) この一年間で連合北海道(各地域協議会を含む)に寄せられた労働相談は 1,594 件(対前年 504 件増)、うち非正規の相談が半数を超える。解雇を始めとした「雇用契約・退職強要」に関連するものが 400 件を超えるが、年次有給休暇の相談も多く(139 件)、新型コロナウイルス感染症に関係するものが多い。正規労働者はもとより、パート・有期契約・派遣・請負労働者などもワークルールの適切な運用のもとで働くことができるよう、労働関係法令の趣旨を踏まえた遵守を徹底すること。
- 2) 労働関係法令には、企業規模が一定の人数に満たない場合、あるいは業種によって、「義務を免除する」または「努力義務」とする条項や、「特例措置」が適用される条項がある。ワークルールの適切な運用のもとで働くことができるよう、企業規模にかかわらず、労働関係法令の趣旨を踏まえた労働条件の確保に取り組むよう各企業・団体を指導すること。

##### ② 労働契約法に関する処遇改善

改正労働契約法の適正な実施と雇用の安定と処遇改善に向けて、無期転換の促進、無期転換後の労働条件の対応、無期転換ルール回避目的の雇い止めの防止、クーリング期間の悪用防止、雇止め法理の周知など、各企業・団体に法の趣旨を周知・徹底を引き続きはかること。

##### ③ 高年齢者雇用安定法に関する処遇改善

同一労働同一賃金の観点から通常の労働者と定年後継続雇用労働者をはじめとする 60 歳以降のパート・有期雇用で働く労働者との間の不合理な待遇差の是正や高齢化に伴い増加がみられる転倒や腰痛災害等に対する配慮と職場環境改善を各企業に周知すること。

#### ④ 労働者派遣法に関する処遇改善

改正労働者派遣法の施行を踏まえ、各企業・団体に対して以下の内容の周知・徹底、是正をはかること。

- 1) 派遣先企業に対して、比較対象労働者の賃金及び待遇差を派遣元企業に情報提供すること。
- 2) 派遣先企業が食堂・休憩室・更衣室など福利厚生施設などについて派遣労働者に不利な利用条件などが設定されている場合は、是正すること。
- 3) 派遣元企業に対して、派遣先企業へ情報開示を求めるよう指導し、比較労働者との間に不合理な格差等がある場合には是正させること。

#### ⑤ 障害者雇用の促進

障害者雇用促進法に基づく法定雇用率が、3月から2.3%(国・地方自治体2.6%、教育委員会2.5%)に引き上げられたことを踏まえ、職場における障がい者の個別性に配慮した雇用環境を整備したうえで、障害者雇用率の達成に向けた指導をすること。

#### ⑥ テレワークの導入

テレワークは、重要な労働条件である「勤務場所の変更」にあたるため、対象者、実施の手続き、労働諸条件の変更事項などについて、就業規則に規定すること、その際、情報セキュリティ対策や費用負担のルールなどについても規定するよう指導し、テレワークの導入・実施にあたっては、法律上禁止された差別等にあたる取り扱いをしないよう周知すること。

### 4. 育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備について

- ① ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて、改正育児・介護休業法の周知と積極的な推進に努めるとともに、両立支援の拡充の観点から、法を上回る内容への拡充について労働協約・就業規則等を改定するよう各企業・団体に働きかけること。
- ② 有期契約労働者が制度を取得する場合の要件を撤廃するよう各企業に働きかけること。
- ③ 育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇、短時間勤務、所定外労働の免除の申し出や取得により、解雇あるいは昇進・昇格の人事考課などにおいて、不利益取り扱いが行われないよう各企業に働きかけること。
- ④ 女性の就業継続率の向上や男女のワーク・ライフ・バランスの実現に向け 両立支援等助成金を活用するなど、男性の育児休業取得促進に取り組むことを各企業に働きかけること。
- ⑤ 両立支援制度や介護保険制度に関する情報提供など、仕事と介護の両立を支援するための相談窓口を設置するよう各企業に働きかけること。
- ⑥ 男女ともに不妊治療と仕事の両立が可能となるよう、取得理由に不妊治療を含めた休暇等(多目的休暇または積立休暇等を含む)の制度整備に取り組むよう各企業に働きかけること。

### 5. 治療と仕事の両立の推進について

- ① 長期にわたる治療が必要な疾病などを抱える労働者からの申出があった場合、円滑な対応ができるよう、休暇・休業制度などについて、労働協約・就業規則など諸規定の整備をするよう各企業に働きかけること。
- ② 疾病などを抱える労働者のプライバシーに配慮しつつ、当該事業場の上司や同僚への周知や理解促進に取り組むよう各企業に働きかけること。

北海道労働局  
局長 上田 国土 様

北海道労働組

## 2021年春闘にあたっての要請

貴職におかれましては、コロナ禍で急速に質・量ともに拡大した緊急的な業務への対応をはじめ、国民生活の保障及び向上と労働者の働く環境の整備及び職業確保にむけた施策の推進にむけてご奮闘頂いていることに心から敬意を表します。

私たち北海道労働組合総連合(道労連)は、労働者のいのちと暮らしを守るため、雇用の安定と賃金の改善、公務・公共サービスと社会保障の拡充、中小企業経営の安定と地域経済振興などをめざして2021年国民春闘に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染拡大によって、労働者・住民のいのちと暮らしが深刻な事態となっています。最低賃金近傍の非正規労働者からは、コロナ禍で「いつまでも休業手当では生活できない」と悲鳴があがっています。国民生活に直結している医療、介護、清掃、交通、流通、飲食をはじめ、水道・電気・ガスなどの生活インフラや国民生活を支えている公共サービス分野、下請けへのしわ寄せ等が直撃している製造業など、あらゆる産業で雇用と賃金の不安が広がっています。一方で、コロナ禍によって多くの事業所が生業の維持がむずかしく、病院までもが事業の継続そのものを危ぶむ事態にあります。地域経済の危機が進行しています。

コロナ禍を体験した労働者・住民は、これまでの新自由主義的な政策から、公務・公共サービスと社会保障の拡充、雇用と暮らし・営業の安定のための公的支援策の強化を求めています。コロナ禍の今だからこそ、持続可能な社会、地域循環型の経済・社会へのシフトを強く推し進める時だと考えます。

つきましては、労働者の雇用と生活の安定、誰もが安心して働き、住み続けられる持続可能な地域社会の実現、そのため労働行政の拡充を求める立場から、下記の事項について要請致します。

記



### 1. 新型コロナウイルス問題への対策強化について

- ①すべての労働者の雇用を守るため、企業側に雇用維持のための諸制度活用とあわせて指導・はたらきかけを強めること。
- ②すべての労働者が休業補償や休校等の際の補償を受けられるよう、企業側に雇用維持のための諸制度活用とあわせて指導・はたらきかけを強めること。とりわけ、「強行法規ではない」「罰則はない」などの理由で補償を拒む企業に対しては、法や制度の趣旨を十分に理解させること。
- ③勤務時間外の私的行動まで制限するなど、感染対策を口実とした企業側による行き過ぎた対応について、周知・啓発・指導を強めること。
- ④テレワークを実施している企業に対して、労働時間を厳格化することや、労働者の負担とならないよう

諸手当や必要経費の支払いを行うよう啓発・指導を強化すること。

## 2. 最低賃の大幅な引き上げと全国一律制をすること

- ①直ちにすべての職場から「時給1000円未満」で働く人をなくし、1500円をめざすこと。そのため、公正取引の確立と中小企業の賃上げへの直接支援など中小企業支援策の拡充をはかること。
- ②人口流出と地域間格差を解消するため、全国一律最低賃金制度を早急に実現すること。2021年度の最低賃金審議会ではCDランク地方の底上げなど「地域間格差の縮小」を重視すること。
- ③最低賃金の引き上げ分を「見せかけ上の契約労働時間数」で微調整する不利益変更を行わないよう企業への啓発・指導を強化すること。
- ④最低賃金審議会の労働者委員任命に際して、道労連推薦候補を排除せず公正な任命を行うこと。
- ⑤最低賃金審議会での意見陳述に際して、道労連代表者を排除せず、意見陳述の機会を公平に確保すること。

## 3. 長時間・過重労働を解消し、「夕方のある生活」を全ての労働者に保障すること

- ①過労死・過労自死の根絶に向け、管理監督者、みなし労働時間制適用者を含む、すべての労働者の労働時間の把握と記録の保存を、使用者に周知・啓発・指導すること。
- ②裁量労働制を導入している事業所に対し、違法な適用・運用をしていないか早急に検査に入ること。併せて、固定残業代制度を取り入れている企業についても、違法な運用がないか検査に入ること。
- ③法定時間を超える労働を行う事業所においては、36協定の締結を徹底させること。また、36協定の届出内容が変更になったことをふまえ、適正な労働時間管理に加え、労働時間の短縮の実現に資する適切な助言を労使に対して行うこと。加えて、上限規制の順守について使用者に周知・啓発・指導を強化するほか、法令違反について厳密に罰すること。
- ④始業から24時間を経るまでに11時間以上の連続した休息(勤務間インターバル)を付与するよう助言すること。
- ⑤夜勤交替制労働は労働者の健康に有害であることから、社会に不可欠な業務に限定し、法定労働時間を日勤労働者より短くすること。
- ⑥割増賃金率の引き上げにともない、月給や賞与を減額するなどして「手取りは変わらない」などの事態が起こらないよう、未然に防止・啓発するための取り組みを行うこと。さらに、すべての時間外労働の割増賃金率を5割以上とすることや、あるいは労働した分は「必ず休む」とする時間貯蓄制度などの法改正論議を開始すること。

## 4. あらゆる雇用差別をなくし、同一労働同一賃金など均等待遇を実現すること

- ①「パート・有期雇用労働法」が4月から中小企業でも適用となることをふまえ、同法の周知徹底をはかるため、オンライン説明会やSNSでの発信強化、マスコミへの露出度向上などに努めること。周知状況を調査・把握し、すべての事業所・使用者・労働者への促進の手立てをとること。
- ②「同一労働同一賃金ガイドライン」等にもとづく差別・格差の是正にあたり、正規雇用労働者の賃金・労働条件の不利益変更を行わないよう指導を強めること。
- ③無期転換後の労働者の労働条件について、差別・格差が生じないよう啓発・指導を強めること。
- ④労働契約法18条の趣旨を蹂躪し、潜脱行為である「無期転換逃れ」を行っている企業・事業所に対して啓発・指導を強化すること。

- ⑤2021年度からの労働契約法の見直しにあたって必要不可欠な要素である無期転換した労働者の数、同法施行後3年間の雇い止めの実態、不更新条項の導入など無期転換逃れの実態や違法行為に対する指導の実態を公表・説明すること。

#### 5. 不安定雇用をなくし、すべての労働者に働き続けられる雇用を保障すること

- ①労働契約は無期直接雇用を原則とし、有期労働や労働者派遣は臨時的・一時的な業務に限り、有期雇用の濫用防止を強化すること。
- ②高齢者雇用安定法に定める「高年齢者雇用確保措置」に基づき、希望する者全員の雇用実現、一律年齢による賃金格差の是正にむけ、監督・指導の強化をはかること。
- ③外国人技能実習制度は廃止し、外国人労働者の人権とワークルールを守ること。就業規則の「周知徹底」をはかるため、雇用契約書以外に定められている付帯条件(就業規則)や、離職時の説明等についても、母国語での説明・書面提示を指導すること。すべての職場からヘイトスピーチを根絶するため啓発・指導を行うこと。

#### 5. 男女ともに仕事と生活を両立して働きつづけるための諸条件を拡充すること。

- ①育児休業制度を拡充し、原職復帰、選択制、代替要員の配置を保障するなど、実際に制度が使えるよう啓発・指導を強めること。そのための中小企業への助成措置を拡充すること。
- ②ジェンダー平等、多様性の尊重を重視し、あらゆるハラスメント根絶するための施策を推進すること。職場における具体的な取り組み推進のためのオンラインシンポジウムなどを実施すること。

#### 6. 労働行政を抜本的に改善・拡充すること

- ①現下の雇用情勢等にかんがみ、労働基準監督官をはじめ厚生労働事務官、厚生労働技官などの人員を正規で大幅に増やすこと。増員にあたっては「兼務」ではなく、専門性が十分に発揮される体制を確保すること。またブラック企業や大企業等への監督・指導を強化するとともに、被災者や失業者、生活困窮者に対する手厚い支援を実施すること。
- ②「パート・有期雇用労働法」の趣旨を尊重し、民間での非正規差別・格差是正を促進するためにも、社会的規範となるべく公務職場における非常勤職員の賃金・労働条件改善を行うこと。また、業務の継続性や安定性、経験やスキルの蓄積、市民への行政サービスの質的向上の観点からも、労働行政における労働者の使い捨てである「パワハラ公募」(3年一律での公募)をやめること。

以上

2021年5月17日

北海道労働局局長 上田 国土 様

全労連東北地方協議会

北海道労働



## 最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充、及び 最低賃金引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請

労働者の雇用と権利擁護の立場でご尽力されていることに敬意を表します。

いま、コロナの感染拡大により労働者、中小業者の経営が危機的な状況におかれています。急激な経済停滞により失業や労働時間削減に追い込まれているのが、パート・派遣・契約・アルバイトなど非正規雇用やフリーランスで働く労働者です。また、コロナのなかで感染の危険にさらされながら働いているエッセンシャルワーカーも、最低賃金近傍の低賃金で働いている方も少なくありません。

昨年から続くコロナ不況で実質GDPが通年で前年比4.8%減と11年ぶりにマイナス成長となるなど日本経済は著しく落ち込みました。一部の業種を除き企業業績は激しく落ち込み、大幅減益・赤字転落となる企業も増加しました。コロナ倒産やコロナ解雇も増加が続き、雇い止めや希望退職募集、冬のボーナスの減額など、雇用環境ひいては国民・労働者のくらしにも大きな影響をもたらしています。特に、非正規労働者・フリーランス・女性・若者に大打撃を与え、新自由主義経済政策がもたらした貧困と格差の拡大と日本の経済社会の脆弱性が改めて浮き彫りになりました。最賃近傍の時給で働く労働者が休業手当を支給されたとしても、法定どおりの6割の休業手当では生活が成り立たちません。さらに、シフト制で働く非正規労働者は休業手当や休業支援金さえ得られない状況は、現在の最低賃金額が大きく影響を与えています。

コロナ禍を克服し、日本経済の回復のためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。このことは、経営者と認識と一致することと思います。最低賃金を全国一律に是正すること、抜本的引上げはコロナ下での生活の確保、貧困をなくすこと、地域経済を守るためにも必要な経済対策です。「凍結ありき」の単調な議論では済まされない問題と考えます。

2020年の改定により、最も高い東京は時給1,013円、北海道は861円、最低の7県は792円です。これでは1日8時間・週40時間働いても月137,823円にしかならず、個人が自立して生活することすら困難です。しかも、最大で時間額221円もの地域間格差があり地方から労働力が都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いています。

道労連が行った最低生計費試算調査では、月に222,616円（単身25歳）の収入が必要との結果です。月150時間の労働時間で換算すると時給1,500円が必要との結果が示されました。この水準は、全労連に加盟する地方組織が行った同様の調査では、どこでもほぼ同水準であり、憲法25条の「健康で文化的な生活」をする上で、地域による大きな格差はないことが明らかになりました。

この間、自民党の「最賃一元化推進議員連盟」が、最賃引上げ・全国一律最低賃金制度を政策として打ち出していること。また、経済財政諮問会議では、地方創生とセットで最賃引き上げの方向性に

ついて民間議員が打ち出し始めており、最低賃金引き上げは、政府の重要な施策と位置付けられています。

最低賃金引き上げを実現するため、コロナ禍で苦境にある中小・零細企業支援が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動を実施し、労働者・国民の所得を引上げ、購買力を上げる事によって、地域の中小・零細企業の営業も改善させ、地域循環型経済への好循環を生み出し、コロナ禍を脱却する強い経済を作ることにつながると考えます。

以上の趣旨から、下記事項についてご尽力いただきたく要請いたします。

## 記

1. 今年度の最低賃金については、コロナ禍で、厳しい状況に置かれている労働者の生計費に基づき、ただちに「時間額 1000 円」以上をめざし、大幅引き上げを行うこと。
2. 地域間格差の解消をめざし地域別最低賃金の A・B・C・D ランクを廃止し、全国一律最低賃金制度を確立すること。
3. 最低賃金の引き上げと同時に、中小企業の社会保険料負担の減額制度を設けるなど、国による中小企業負担を軽減する直接支援を導入すること。また、労働者のくらしと経営改善につながるよう、生産性向上を前提としない直接的な賃金助成などの支援制度に改めること。または、現行の業務改善助成金制度を抜本的に改善し、要件の緩和、申請手続きの簡素化、助成規模を拡大すること。
4. 地域別最低賃金の決定については、法の主旨に鑑み労働者の生計費を原則とすることを貫くこと。賃金支払い能力をその要素からはずすこととし、法改正を行い最賃決定の仕組みを改善すること。
5. コロナ禍によって明らかになったエッセンシャルワーカーが国民生活にとって不可欠な社会機能を維持していることを重視し、そうした労働者や事業の実態等について熟知した専門家も審議会の構成員とすること。
6. 北海道地方最低賃金審議会の審議の透明性を高める努力が続けられてきていますが、本審は一部傍聴不可とされ、専門部会はすべて傍聴不可となっている現状を改善し、すべてを公開して傍聴可能とすること。審議会委員に配布される資料は、引き続き傍聴者にも配布すること。また、コロナ禍で感染対策上やむを得ず傍聴を不可とする場合は、オンラインでの配信・参加を可能とすること。
7. 最低賃金審議会の委員の選任は、労働団体の系統の違いに配慮しバランスよく選出すること。地方最低賃金審議会の専門部会の委員選出についても同様とすること。任命しない場合その理由を明らかにすること。
8. 労働基準法違反や最低賃金法違反などの法違反を根絶するため、労働基準監督官はじめ、事務官、技官とも正規職員を中心とした職員体制の拡充強化を図ること。

以上

# 北海道の最低賃金

## 地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	引き続き 時間額 <b>861</b> 元.10.3発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。

## 特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	時間額 <b>893</b> 2.12.6発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	引き続き 時間額 <b>967</b> 元.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)」を除く	時間額 <b>895</b> 2.12.1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスキング又は脱脂の業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 <b>889</b> 2.12.2発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。(最低賃金法第八条)

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
- 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者は、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されます。
- 中小企業・小規模事業者のみなさまへの支援策を行っております。
  - ・賃金上げを支援する「業務改善助成金」は、北海道労働局 雇用環境・均等部企画課(011-788-7874)までお気軽にご相談下さい。
  - ・賃金上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」(0800-919-1073)までお気軽にご相談下さい。(相談無料)

**労働災害に健康保険は使えません。受診は労災保険で!!**

- ・最低賃金又は労働保険についての詳しいことは、北海道労働局(電話011-709-2311)又は最寄りの労働基準監督署(支署)へお問い合わせ下さい。
- ・北海道労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>



## 北海道の地域別最低賃金額の推移(H2年～R2年)

年度	日 額			時 間 額			発効年月日
	金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	
H2	3,958	185	4.90	495	23	4.87	H2.10.1
3	4,154	196	4.95	520	25	5.05	3.10.1
4	4,331	177	4.26	542	22	4.23	4.10.1
5	4,467	136	3.14	559	17	3.14	5.10.1
6	4,575	108	2.42	572	13	2.33	6.10.1
7	4,681	106	2.32	586	14	2.45	7.10.1
8	4,780	99	2.11	598	12	2.05	8.10.1
9	4,886	106	2.22	611	13	2.17	9.10.1
10	4,975	89	1.82	622	11	1.80	10.10.1
11	5,020	45	0.90	628	6	0.96	11.10.1
12	5,060	40	0.80	633	5	0.80	12.10.1
13	5,095	35	0.69	637	4	0.63	13.10.1
14				637	-	-	14.10.1
15				637	-	-	14.10.1
16				638	1	0.16	16.10.1
17				641	3	0.47	17.10.1
18				644	3	0.47	18.10.1
19				654	10	1.55	19.10.19
20				667	13	1.99	20.10.19
21				678	11	1.65	21.10.10
22				691	13	1.92	22.10.15
23				705	14	2.03	23.10.6
24				719	14	1.99	24.10.18
25				734	15	2.09	25.10.18
26				748	14	1.91	26.10.8
27				764	16	2.14	27.10.8
28				786	22	2.88	28.10.1
29				810	24	3.05	29.10.1
30				835	25	3.09	30.10.1
R1				861	26	3.11	R.1.10.3
2				861	-	-	R.1.10.3

注1：平成14年度から時間額単独方式に移行。

北海道の特定(産業別)最低賃金額の推移

資料No. 10

件名	年度	日額			時間額			発効年月日
		金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	
処理牛乳・乳飲料、 乳製品、糖類製造業	H3	4,562	234	5.41	571	30	5.55	H3.12.1
	4	4,777	215	4.71	598	27	4.73	H4.12.1
	5	4,973	196	4.10	622	24	4.01	H5.12.1
	6	5,105	132	2.65	639	17	2.73	H6.12.1
	7	5,225	120	2.35	654	15	2.35	H7.12.1
	8	5,338	113	2.16	668	14	2.14	H8.12.1
	9	5,457	119	2.23	683	15	2.25	H9.12.1
	10	5,560	103	1.89	695	12	1.76	H10.12.1
	11	5,613	53	0.95	702	7	1.01	H11.12.1
	12	5,654	41	0.73	707	5	0.71	H12.12.1
	13	5,691	37	0.65	712	5	0.71	H13.12.1
	14				712	-	-	-
	15				713	1	0.14	H15.12.1
	16				714	1	0.14	H16.12.1
	17				718	4	0.56	H17.12.1
	18				721	3	0.42	H18.12.1
	19				732	11	1.53	H19.12.1
	20				745	13	1.78	H20.12.1
	21				754	9	1.21	H21.12.13
	22				763	9	1.20	H22.12.8
	23				772	9	1.18	H23.12.7
	24				781	9	1.17	H24.12.5
	25				791	10	1.28	H25.12.6
	26				802	11	1.39	H26.12.1
	27				813	11	1.37	H27.12.6
	28				830	17	2.09	H28.12.4
	29				850	20	2.41	H29.12.1
	30				871	21	2.47	H30.12.1
	R1				892	21	2.41	R1.12.6
	2				893	1	0.11	R2.12.6
鉄鋼業	H3	4,872	232	5.00	609	29	5.00	H3.12.1
	4	5,096	224	4.60	637	28	4.60	H4.12.1
	5	5,280	184	3.61	660	23	3.61	H5.12.1
	6	5,408	128	2.42	676	16	2.42	H6.12.1
	7	5,533	125	2.31	692	16	2.37	H7.12.1
	8	5,650	117	2.11	707	15	2.17	H8.12.1
	9	5,775	125	2.21	722	15	2.12	H9.12.1
	10	5,880	105	1.82	735	13	1.80	H10.12.1
	11	5,930	50	0.85	742	7	0.95	H11.12.1
	12	5,977	47	0.79	748	6	0.81	H12.12.1
	13	6,017	40	0.67	753	5	0.67	H13.12.1
	14				753	-	-	-
	15				754	1	0.13	H15.12.1
	16				756	2	0.27	H16.12.1
	17				762	6	0.79	H17.12.1
	18				766	4	0.52	H18.12.1
	19				778	12	1.57	H19.12.1
	20				794	16	2.10	H20.12.1
	21				805	11	1.39	H21.12.1
	22				814	9	1.12	H22.12.1
	23				823	9	1.11	H23.12.2
	24				832	9	1.09	H24.12.1
	25				842	10	1.20	H25.12.1
	26				858	16	1.90	H26.12.1
	27				876	18	2.09	H27.12.1
	28				900	24	2.74	H28.12.1
	29				927	27	3.00	H29.12.1
	30				948	21	2.27	H30.12.1
	R1				967	19	2.00	R1.12.1
	2				967	-	-	-

北海道の特定(産業別)最低賃金額の推移

件名	年度	日額			時間額			発効年月日	
		金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	金額(円)	引上額(円)	引上率(%)		
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械 器具、情報通信機械 器具製造業	H3	4,644	219	4.95	581	27	4.87	H3.12.1	
	4	4,839	195	4.20	605	24	4.13	H4.12.1	
	5	4,991	152	3.14	624	19	3.14	H5.12.1	
	6	5,112	121	2.42	639	15	2.40	H6.12.1	
	7	5,222	110	2.15	653	14	2.19	H7.12.24	
	8	5,330	108	2.07	667	14	2.14	H8.12.1	
	9	5,440	110	2.06	680	13	1.95	H9.12.1	
	10	5,529	89	1.64	692	12	1.76	H10.12.1	
	11	5,579	50	0.90	698	6	0.87	H11.12.1	
	12	5,624	45	0.81	703	5	0.72	H12.12.1	
	13	5,659	35	0.62	708	5	0.71	H13.12.1	
	14				708	-	-	-	
	15				709	1	0.14	H15.12.1	
	16				710	1	0.14	H16.12.1	
	17				714	4	0.56	H17.12.1	
	18				718	4	0.56	H18.12.1	
	19				729	11	1.53	H19.12.1	
	20				743	14	1.92	H20.12.1	
	21				750	7	0.94	H21.12.1	
	22				758	8	1.07	H22.12.9	
	23				767	9	1.19	H23.12.7	
24				776	9	1.17	H24.12.2		
25				784	8	1.03	H25.12.11		
26				794	10	1.28	H26.12.1		
27				804	10	1.26	H27.12.1		
28				821	17	2.11	H28.12.1		
29				842	21	2.56	H29.12.1		
30				868	26	3.09	H30.12.1		
R1				894	26	3.00	R1.12.1		
2				895	1	0.11	R2.12.1		
鋼船製造・修理業、 船体ブロック製造業、 舟艇製造・修理業	H3	4,702	222	4.96	588	28	5.00	H3.12.1	
	4	4,892	190	4.04	612	24	4.08	H4.12.1	
	5	5,057	165	3.37	633	21	3.43	H5.12.1	
	6	5,180	123	2.43	648	15	2.37	H6.12.1	
	7	5,289	109	2.10	662	14	2.16	H7.12.1	
	8	5,399	110	2.08	675	13	1.96	H8.12.1	
	9	5,509	110	2.04	689	14	2.07	H9.12.1	
	10	5,598	89	1.62	700	11	1.60	H10.12.1	
	11	5,644	46	0.82	706	6	0.86	H11.12.1	
	12	5,684	40	0.71	711	5	0.71	H12.12.1	
	船舶製造・修理業、 船体ブロック製造業	13	5,720	-	-	715	4	0.56	H13.12.1
		14				715	-	-	-
15					715	-	-	-	
16					716	1	0.14	H16.12.1	
17					719	3	0.42	H17.12.1	
18					723	4	0.56	H18.12.1	
19					734	11	1.52	H19.12.1	
20					747	13	1.77	H20.12.1	
21					753	6	0.80	H21.12.1	
22					760	7	0.93	H22.12.1	
23					768	8	1.05	H23.12.1	
24					777	9	1.17	H24.12.1	
25					787	10	1.29	H25.12.1	
26					799	12	1.52	H26.12.4	
27					810	11	1.38	H27.12.5	
28					825	15	1.85	H28.12.4	
29					845	20	2.42	H29.12.1	
30					866	21	2.49	H30.12.1	
R1				887	21	2.42	R1.12.1		
2				889	2	0.23	R2.12.2		

## 北海道地方最低賃金審議会運営規程

令和3年4月1日改正

- 第1条 北海道地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、北海道労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。
- 2 前項の規程により、北海道労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の原則として1週間前までに、会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも5日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、北海道労働局長に通知するものとする。
- 第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して運営小委員会等を設けることができる。
- 第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。
- 第5条 会長は、議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 会長は会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど、必要な措置をとることができる。

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度北海道労働局長に送付するものとする。

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会の長が当該小委員会等に諮って定める。

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 北海道地方最低賃金審議会運営小委員会 運営規程

- 第1条 北海道地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「小委員会」という。）の議事運営は、最低賃金法、最低賃金審議会令及び北海道地方最低賃金審議会運営規程（以下「本審運営規程」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 委員は、北海道地方最低賃金審議会会長（以下「会長」という。）により指名された公益、労働者、使用者各側3人の委員により組織する。
- 2 委員長及び委員長代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。
  - 3 小委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに招集する。
  - 4 委員長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも5日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、北海道労働局長に通知するものとする。
- 第3条 委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
  - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、委員長に適当な方法で通知しなければならない。
  - 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に適当な方法で通知するものとする。
- 第4条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、委員長の許可を受けるものとする。
- 第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見も交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合、委員長は、会議を非公開とすることができる。
- 第6条 会議の議事については、記事録を作成するものとする。
- 2 記事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、記事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 第7条 委員長は、小委員会が議決を行ったときは、北海道地方最低賃金審議会に報告するものとする。
- 第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、小委員会の議決に基づいて行う。
- 第9条 この規程の改廃は、小委員会の議決に基づいて行う。
- 附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

# 令和3年度「業務改善助成金」のご案内

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、  
**設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）**  
 などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した  
 費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！

[業務改善助成金](#) 検索



## 概要

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】(※2) 4 / 5 生産性要件を満たした場合は 9 / 10 (※1)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(※2) 対象は、地域別最低賃金900円未満の地域のうち事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。（令和3年4月現在）北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の39地域。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

## 助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

## ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

## お問い合わせ先

- ◆ 全国47都道府県にある「働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆ 「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。



## 申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。  
【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

## 働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。  
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

## ～業務改善助成金の活用事例～

業務改善

業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

【所在地】三重県 【従業員数】26人 【事業内容】建築物清掃業  
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。

清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化したい



床洗浄の作業が3人から1人になり、事務作業の効率化で取引先と円滑なコミュニケーションが可能



従業員

### さらなる工夫

受発注は電話のみで行うことが大半だったが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で可視化できるようにした。

実施内容

業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

成果

清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ

インターネットで、活用可能な助成金を検索

業務改善

テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

【所在地】福岡県 【従業員数】9人 【事業内容】飲食業  
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。

注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい



1か月当たりの注文受け時間が約12時間短縮



代表者

### さらなる工夫

揚げ物の揚げ時間を短縮できる機器や、飲み放題用のセルフ式設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を進めた。

実施内容

テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

成果

注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ

インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索

中小企業・  
小規模事業者の  
みなさまへ

相談  
無料

訪問支援  
無料



## 「働き方改革」準備・対応できていますか？

### 当センターでは

テレワークを導入したいが、社内規定や  
労使協定の作り方、手続きがわからない。  
同一労働・同一賃金と聞くけれど、  
うちは一体どうすればよいのか？  
といったご相談に対応しております。

### 相談方法

電話、来所、メールに加え、無料で道  
内の事業所を5回まで訪問し課題解  
決のための改善提案をおこないます。

1

テレワーク導入に向けた  
労務管理

2

同一労働同一賃金

中小企業は、2021年4月1日より施行  
※労働者派遣法2020年4月1日施行

3

時間外労働の上限規制、  
有給休暇年5日取得

「労務管理」「賃金制度」など、専門家等(社会保険労務士)に相談してみましょう!!

### 助成金の活用

利用可能な各種助成金に関する  
アドバイスや、その申請方法について(詳細は裏面参照)

### 生産性の向上

最低賃金の引上げに向けた  
生産性向上など環境整備について

### 労働時間の見直し

時間外労働を削減するための  
働き方の効率化や、業務の繁閑に  
対応した勤務体制の確立について

### 人手不足の解消

人材の確保・育成を目的とした  
雇用管理改善など、  
人材不足への対応について

### 働きがいをもつ賃上げ策

「同一労働同一賃金ガイドライン」  
などを参考にした非正規雇用労働者の  
処遇改善について

## 北海道働き方改革推進支援センター

〈厚生労働省北海道労働局委託事業〉 <https://public.lec-jp.com/hataraki-hokkaidou/>

携帯電話・  
タブレットから  
簡単アクセス



 厚生労働省 北海道労働局 本事業は、厚生労働省 北海道労働局から株式会社東京リーガルマインドが受託し実施する事業です。

ご相談方法は  
裏面をご覧ください

## 当センターでは、以下の助成金のご相談に対応しております

### 業務改善助成金(30円コース等)

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資(機械設備、教育訓練等)を行った場合に、その費用の一部を助成します。

### 働き方改革推進支援助成金(各コース)

生産性を高めながら、労働時間縮減やテレワーク導入等に取り組む中小企業事業主などを支援します。専門家によるコンサルティング、研修、一部機器の導入費用などが対象です。

### 両立支援等助成金(出生時両立支援コース等)

職業生活と家庭生活の両立支援や女性の活躍推進に取り組む事業主を支援する制度です。

### その他、各種助成金

ご相談窓口・お問い合わせ先

## 北海道働き方改革推進支援センター

〈厚生労働省北海道労働局委託事業〉

〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目3-33 リープロビル3階  
地下鉄大通駅徒歩3分、さっぽろ駅徒歩5分、札幌駅前地下歩行空間9番出口徒歩1分

☎0800-919-1073

受付時間

9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

E-mail

hokkaidou-hatarakikata@lec-jp.com



FAX申込書

FAX.011-206-8365

必要事項をご記入いただき、  
左記FAX番号にお送りください

会社名		業種	
住所			
TEL		従業員数	
担当者名(部署・役職含む)			
訪問支援を希望しますか?	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
ご相談内容			
<input type="checkbox"/> 正規・非正規雇用労働者の不合理な待遇差の禁止について <input type="checkbox"/> 働き方改革関連法全般について <input type="checkbox"/> 助成金について			
<input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制について <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得について <input type="checkbox"/> 賃金規定の整備・賃金引上げに向けた環境整備			
<input type="checkbox"/> 人材確保に資する技術的な相談 <input type="checkbox"/> その他 ( )			